

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和5年11月13日（令和5年（行情）諮問第1026号）

答申日：令和6年7月5日（令和6年度（行情）答申第244号）

事件名：特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「3文書や防衛力の抜本的強化について」（令和4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全てのうち情報公開第02616号（2022-00511）で追加的に開示決定等する予定の全て、及び当該請求（2022-00511）の後につづられた文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる5文書（以下、順に「文書2」ないし「文書6」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別表3に掲げる部分を開示すべきであり、別紙の3に掲げる各文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月29日付け情報公開第01467号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（2）不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書5」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（3）一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

当省は、審査請求人からの開示請求に対し、最終の決定として別紙の2に掲げる5件の文書（本件対象文書）を特定し、その全てを部分開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、令和5年10月3日付けで、以下を求める審査請求を行った。

（1）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

（2）不開示処分の対象部分の特定を求める。

（3）一部に対する不開示決定の取り消し。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に掲げる5文書（本件対象文書）である。

3 審査請求人の主張について

（1）審査請求人は、「審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」旨主張する。本件審査請求を受けて改めて確認したが、原決定で特定した文書以外に本件対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原決定における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

（2）審査請求人は、「開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書5」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張する。しかしながら、当省は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特

定しており、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張する。しかしながら、当省は対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原決定を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、原決定を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 令和5年11月13日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月27日 | 審議 |
| ④ | 令和6年6月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年7月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁から、不開示部分のうち別表2に掲げる部分については、改めて検討した結果、開示するとの説明があったことから、この点については判断しないこととし、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にある「3文書」とは、令和4年12月16日に閣議決定された「国家安全保障戦略について」、「国家防衛戦略について」及び「防衛力整備計画について」（以下「3文書」という。）を指すものであると解した。

また、本件開示請求文言にある「情報公開第02616号（2022-00511）」は、特定年月日に受理された審査請求人による特定開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対する外務省の決定（以下「別件開示決定」という。）を指すものと解した。

なお、別件開示決定においては、3文書に関し行われた議論に関する文書のうち、1文書を特定し、一部開示としている。

本件開示請求は、3文書に関し行われた議論に関する文書のうち、別件開示決定において追加的に開示決定等を行う予定とした文書及び特定年月日の翌日以降に処分庁が作成又は取得した文書を求めているものと解した。

本件開示請求に対しては、法11条による特例延長を行い、別紙の1に掲げる文書（以下「先行開示文書」という。）を相当の部分として特定し、その一部を開示とする先行開示決定を行い、その後、別紙の2に掲げる5文書（本件対象文書）を特定し、その一部を開示とする原処分を行った。

イ 審査会への諮問後、先行開示文書及び本件対象文書の外に、別紙の3に掲げる29文書を本件請求文書に該当する文書として特定すべきであることを確認した。

(2) 当審査会において、本件対象文書及び上記(1)イにおいて、諮問庁が特定すべきであることを確認したとする別紙の3に掲げる文書について諮問庁から提示を受け確認したところ、本件対象文書は、3文書に関する電信形式の文書、別紙の3に掲げる文書の文書1ないし文書23は、3文書に関する国会答弁資料、別紙の3に掲げる文書の文書24ないし文書29は、3文書に関する説明資料であると認められる。また、これらの文書のうち、本件対象文書の文書4及び文書6は、3文書に係る議論に関する文書のうち、特定年月日の翌日以降に作成された文書であり、残りの本件対象文書の文書2、文書3及び文書5並びに別紙の3に掲げる文書の文書1ないし29は、3文書に係る議論に関する文書のうち、別件開示決定において追加的に開示決定等を行う予定とした文書であると認められる。

そうすると、別紙の3に掲げる文書も先行開示文書及び本件対象文書と同じく3文書に関し行われた議論に関する文書であり、本件請求文書に該当する文書であると認められる。

したがって、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として別紙の3に掲げる29文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。また、当該文書に限らず、調査の上、更に本件請求文書に該当する文書があればこれを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 電信システムに関する情報について（別表1の番号1に掲げる部分）

本件対象文書2ないし文書6は、いずれも外務本省から在外公館に宛てた電信形式の文書であることが認められる。

ア 標記の不開示維持部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該部分は発電時刻及びパターンコードであり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、発電時刻及びパターンコードについては、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 上記(1)以外の本件不開示維持部分について(別表1の番号2に掲げる部分)

標記の不開示維持部分には、3文書に係る議論に関する内容が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分のうち、公にしないことを前提とした3文書に関する関係国政府等関係者とのやり取りの内容に関する記述については、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び交渉上の不利益を被るおそれがある。また、当該部分のうち、電信の協議先、宛先、件名の一部及び添付ファイル等については、公にすることにより、3文書に関する関係国政府等関係者とのやり取りの範囲等の推測が容易になり、他国との交渉上の不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。

イ 上記(1)以外の本件不開示維持部分(別表1の番号2に掲げる部分)のうち、別表3に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、3文書に関する関係国政府等関係者とのやり取りの内容が明らかとなり、又は範囲等の推測が容易になり、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上の不利益を被るおそれがあるなどとする上記アの諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえない。

よって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上の不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、上記(1)以外の本件不開示維持部分(別表1の番号2に掲げる部分)のうち、別表3に掲げる部分には、頁番号及び本件対象文書の記述内容が3文書に関するものであることを示す語句の

一部が記載されていると認められる。

頁番号は、これを公にしても、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとは認められない。また、本件対象文書の記述内容が3文書に関するものであることを示す語句は、原処分で本件対象文書を特定していることから容易に推測できることから、これを公にしても、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上の不利益を被るおそれがあるとは認められない。

したがって、別表3に掲げる部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

- (1) 処分庁は、本件開示請求の時点で別紙の3に掲げる29文書を保有していたにもかかわらず、原処分において当該文書の特定を行わなかった。原処分における文書の特定についての検討が不十分であったことは明らかであり、処分庁は、原処分において漫然と文書の特定を行ったのではないかといった疑問、疑念すら生じさせる。また、諮問庁についても上記第3の3(1)記載のとおり、原処分における文書の特定について妥当とする判断をしており、確認が不十分であったと認められる。

処分庁の原処分における対応及び諮問庁の審査請求に対する諮問における対応は遺憾というほかない。

このような本件における処分庁及び諮問庁の対応は、極めて不誠実なものであり、当審査会の審議に支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

処分庁及び諮問庁は、今後の開示決定等及び審査請求への対応に当たっては、このような不誠実な対応をすることのないよう慎重かつ適切に対応することが強く望まれる。

- (2) 本件対象文書のうち、文書2ないし文書6で不開示とされている文書について、原処分において当該文書のうち一部が削除された形で開示されていることから、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書2ないし文書6については、頁単位で全て黒塗り状態のものが数頁にわたるため、簡素化等の観点から、これを省略して開示実施する措置を行ったとのことであった。

情報公開制度における開示の実施は文書単位で行うものであり、その一部でも削除した形にした場合、開示請求者には、当該部分に情報が存するの否かも不明となり、不服の判断等に支障を与える可能性も想定

できることから、このような開示の実施は避けるべきであり、今後、処分庁においては、適切に対応することが強く望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表3に掲げる部分を除く部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表3に掲げる部分は、同条3号に該当せず、開示すべきであり、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる各文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙

1 先行開示文書

文書1 2022年10月27日(木) 衆・安保國場幸之助君(自民)

2 本件対象文書

文書2 電信(103595号)

文書3 電信(104290号)

文書4 電信(107004号)

文書5 電信(103349号)

文書6 電信(107014号)

3 改めて開示決定等すべき文書

文書1 2022年3月3日(木) 衆・沖北特委 杉本和巳君(維新)

文書2 2022年3月10日(木) 衆・安保委 穀田慎司君(共産)

文書3 2022年3月11日(金) 衆・外務委 穀田恵二君(共産)

文書4 2022年3月11日(金) 衆・外務委 鈴木敦君(国民)

文書5 2022年3月15日(火) 衆・安保委 徳永久志君(立民)

文書6 2022年3月18日(金) 参・予算委 田島麻衣子君(立憲)

文書7 3月17日 衆・本会議 青柳仁士君

文書8 2022年3月24日(木) 参・外防委 伊波洋一君(沖縄)

文書9 2022年4月13日(水) 衆・外務委 岡田克也君(立民)

文書10 2022年4月28日(木) 参・内閣委 浜田昌良君(公明)

文書11 4月28日 参・内閣委 浜田昌良君

文書12 2022年5月11日(水) 衆・外務委 穀田恵二君(共産)

①

文書13 2022年5月11日(水) 衆・外務委 穀田恵二君(共産)

②

文書14 10月5日 衆・本会議 上川陽子君

文書15 2022年10月26日(水) 衆・外務委 青山大人君(立憲)

文書16 2022年11月22日(火) 参・外交防衛委 小西洋之君
(立憲)

文書17 2022年12月1日(火) 参・予算委 田村智子君(共産)

文書18 2022年12月2日(金) 参・予算委(集中) 熊谷裕人君
(立憲)

文書19 2022年12月6日(火) 参・外交防衛委 山添拓君(共産)

文書20 2022年12月6日(火) 参・外交防衛委 小西洋之君(立
憲) ①

- 文書 21 2022 年 12 月 6 日（火）参・外交防衛委 小西洋之君
（立憲）②
- 文書 22 2022 年 12 月 6 日（火）参・外交防衛委 小西洋之君（立
憲）③
- 文書 23 2022 年 12 月 8 日（木）衆・安全保障委 篠原豪君（立憲）
- 文書 24 （与党 W T 資料案）国際情勢（令和 4 年 10 月 19 日）
- 文書 25 日豪関係の進展
- 文書 26 韓国・台湾における邦人保護（令和 4 年 9 月 28 日）
- 文書 27 関連資料
- 文書 28 「自由で開かれたインド太平洋」の更なる推進（2022 年 3
月）
- 文書 29 日米同盟（令和 4 年 3 月）

別表 1（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2 ないし文書 6（発電時刻，パターン・コード）	現在外務省が使用している公電システムの管理に係る情報であり，公にすることにより，公電の秘密保全に支障が生じ，国の安全が害されるおそれ，交渉上不利益を被るおそれ，及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，不開示とした。
2	文書 2 ないし文書 6（番号 1 の部分を除く。）	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述であって，公にすることにより，関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ，及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため，不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。

別表 2（諮問庁が開示するとした部分）

番号	文書名	頁数	開示するとした部分
1	文書 2	1 枚目	転電欄の左から 1 文字目ないし 5 文字目
2	文書 3	1 枚目	同上
3	文書 4	1 枚目	同上

※文書名は、別紙の 2 記載の文書番号。

※文字数の数え方については、《 》や句読点も 1 文字として数え、空白は数えない。

別表 3（開示すべき部分）

番号	文書名	頁数	開示すべき部分
1	文書 2	1 枚目	件名欄の左から 1 0 文字目ないし 1 7 文字目
2		3 枚目ないし 7 枚目	頁番号
3	文書 3	1 枚目	件名欄の 2 行目の左から 1 文字目ないし 4 文字目
4		3 枚目ないし 6 枚目	頁番号
5	文書 4	1 枚目	件名欄の左から 1 0 文字目ないし 1 8 文字目
6		3 枚目	頁番号
7	文書 5	3 枚目ないし 7 枚目	頁番号
8	文書 6	1 枚目	件名欄の左から 1 0 文字目ないし 1 8 文字目
9		3 枚目ないし 7 枚目	頁番号

※文書名は、別紙の 2 記載の文書番号。

※文字数の数え方については、《 》や句読点も 1 文字として数え、空白は数えない。